

原子力発第16266号
平成28年12月 2日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 組織変更に伴う変更
- (2) 原子力防災訓練における重大事故等対処設備の運用に伴う変更
- (3) 工事担当変更に伴う変更
- (4) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更
- (5) 記載の適正化

2. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) 組織変更に伴い変更する条文については、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>図4 (続き)</p> <div data-bbox="184 499 1228 1843" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証課長 保安管理課長 定検検査課長 人材育成課長 <u>文書・システム管理課長</u> <u>総務広報部長</u> <ul style="list-style-type: none"> 施設防護課長 安全管理部長 <ul style="list-style-type: none"> 安全技術課長 放射線・化学管理課長 防災課長 <u>工程管理課長</u> <u>定検管理課長</u> 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電課長 ———— 発電課当直長 原子燃料課長 <u>1・2号系統管理課長</u> <u>3号系統管理課長</u> 保修部長 <ul style="list-style-type: none"> 保修統括課長 機械計画第一課長 機械計画第二課長 電気計画課長 計装計画課長 設備改良工事課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木建築課長 耐震工事課長 <p>※→発電所長</p> <p>発電用原子炉主任技術者^(注)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者</p> <p>伊方発電所安全運営委員会</p> <p>(注) 発電用原子炉主任技術者は、原子力本部長が選任を行う。</p> </div>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>図4 (続き)</p> <div data-bbox="1418 499 2463 1843" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(発電所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> 品質保証課長 保安管理課長 定検検査課長 人材育成課長 <u>工程管理課長</u> 安全管理部長 <ul style="list-style-type: none"> 安全技術課長 放射線・化学管理課長 防災課長 <u>訓練計画課長</u> <u>施設防護課長</u> 発電部長 <ul style="list-style-type: none"> 発電課長 ———— 発電課当直長 原子燃料課長 系統管理課長 保修部長 <ul style="list-style-type: none"> 保修統括課長 機械計画第一課長 機械計画第二課長 電気計画課長 計装計画課長 設備改良工事課長 土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> 土木建築課長 耐震工事課長 <p>※→発電所長</p> <p>発電用原子炉主任技術者^(注)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者</p> <p>伊方発電所安全運営委員会</p> <p>(注) 発電用原子炉主任技術者は、原子力本部長が選任を行う。</p> </div>	<p>組織変更に伴う変更 以下、本条において 同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>9 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>10 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長および<u>文書・システム管理課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>11 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>12 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>13 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務（<u>発電課長が実施する業務を除く</u>）を行う。</p> <p>14 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>15 <u>文書・システム管理課長は、発電所の文書の保存に関する業務を行う。</u></p> <p>16 <u>総務広報部長は、施設防護課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>17 <u>施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。</u></p> <p>18 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、<u>工程管理課長および定検管理課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>19 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（<u>発電課長が実施する業務を除く</u>）、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（<u>発電課長が実施する業務を除く</u>）、1号炉および2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>21 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>22 <u>工程管理課長は、原子炉施設の<u>保守、改造に関する業務のうち、作業工程管理に関する業務を行う。</u></u></p> <p>23 <u>定検管理課長は、施設定期検査（以下「定期検査」という。）の工程管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>9 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>10 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長および<u>工程管理課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>11 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>12 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>13 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務を行う。</p> <p>14 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>15 <u>工程管理課長は、施設定期検査（以下「定期検査」という。）および原子炉施設の<u>保守、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</u></u></p> <p>16 安全管理部長は、安全技術課長、放射線・化学管理課長、防災課長、<u>訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>17 安全技術課長は、3号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（<u>訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く</u>）、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（<u>訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く</u>）、1号炉および2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務（<u>訓練計画課長が実施する業務を除く</u>）、ならびに非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>18 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>19 防災課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>20 <u>訓練計画課長は、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに1号炉および2号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務のうち、<u>教育および訓練の管理に関する業務を行う。</u></u></p> <p>21 <u>施設防護課長は、施設の出入管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>組織変更に伴う変更 以下、本条において 同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>24 発電部長は、発電課長、原子燃料課長、<u>1・2号系統管理課長</u>および<u>3号系統管理課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>25 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>26 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>27 原子燃料課長は、炉心の管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>28 <u>1・2号系統管理課長は、1・2号炉の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</u></p> <p>29 <u>3号系統管理課長は、3号炉の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。</u></p> <p>30 保守部長は、保守統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>31 保守統括課長は、原子炉施設の保守、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>32 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>33 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>36 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>38 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>39 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>40 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、1号炉および2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>41 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>22 発電部長は、発電課長、原子燃料課長<u>および</u>系統管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>24 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>25 原子燃料課長は、炉心の管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>26 系統管理課長は、<u>原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）</u>を行う。</p> <p>27 保守部長は、保守統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>28 保守統括課長は、原子炉施設の保守、改造に関する総括業務を行う。</p> <p>29 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>30 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>31 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>32 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>33 設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>34 土木建築部長は、土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>35 土木建築課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保守、改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>36 耐震工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>37 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、1号炉および2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>組織変更に伴う変更以下、本条において同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第10項から第39項（第26項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第10項から第36項（第24項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織変更に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務に従事した期間</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間</p> <p>2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長、<u>文書・システム管理課長</u>、安全管理部長、安全技術課長<u>または</u>防災課長と兼務を行うことができる。</p> <p>4 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子力本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、(1)から(4)に掲げる期間が通算して3年以上ある特別管理者の中から選任する。</p> <p>(1) 原子炉施設の工事または保守管理に関する業務に従事した期間</p> <p>(2) 原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>(3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務に従事した期間</p> <p>(4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務に従事した期間</p> <p>2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者は、第5条に定める保安に関する職務と兼務を行う場合は、品質保証部長、品質保証課長、保安管理課長、人材育成課長、安全管理部長、安全技術課長、<u>防災課長または訓練計画課長</u>と兼務を行うことができる。</p> <p>4 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p>	<p>組織変更に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考																																																				
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第133条第1項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を、誠実かつ最優先に行う。</p> <p>3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4 原子炉主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。</p> <p>表9-1</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者(所長を含む。以下、本条において同じ。)へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第133条第1項で定める事項について報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を、誠実かつ最優先に行う。</p> <p>3 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>4 原子炉主任技術者は、職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。</p> <p>表9-1</p>																																																					
<table border="1" data-bbox="172 940 1377 1717"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条(運転員等の確保)</td> <td>第5項および第6項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備</td> <td>第1項に定める計画の確認</td> </tr> <tr> <td>第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</td> <td>第1項に定める計画の確認</td> </tr> <tr> <td>第23条(制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条(軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第71条(燃料取扱建屋空気浄化系)</td> <td>照射済燃料の照射終了後の所定期間</td> </tr> <tr> <td>第92条(異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第96条(燃料の取替等)</td> <td>燃料装荷実施計画</td> </tr> <tr> <td>第104条(管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第130条(所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第131条 協力会社従業員への保安教育</td> <td>協力会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	条 文	内 容	第12条(運転員等の確保)	第5項および第6項に定める体制の構築	第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認	第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認	第23条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第31条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第71条(燃料取扱建屋空気浄化系)	照射済燃料の照射終了後の所定期間	第92条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第96条(燃料の取替等)	燃料装荷実施計画	第104条(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第130条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第131条 協力会社従業員への保安教育	協力会社従業員への保安教育実施計画	<table border="1" data-bbox="1406 940 2614 1717"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条(運転員等の確保)</td> <td>第5項、<u>第6項</u>、<u>第7項</u>および<u>第8項</u>に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備</td> <td>第1項に定める計画の確認</td> </tr> <tr> <td>第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備</td> <td>第1項に定める計画の確認</td> </tr> <tr> <td>第23条(制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条(軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第71条(燃料取扱建屋空気浄化系)</td> <td>照射済燃料の照射終了後の所定期間</td> </tr> <tr> <td>第92条(異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第96条(燃料の取替等)</td> <td>燃料装荷実施計画</td> </tr> <tr> <td>第104条(管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第130条(所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第131条 協力会社従業員への保安教育</td> <td>協力会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、省略)</p>	条 文	内 容	第12条(運転員等の確保)	第5項、 <u>第6項</u> 、 <u>第7項</u> および <u>第8項</u> に定める体制の構築	第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認	第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認	第23条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第31条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第71条(燃料取扱建屋空気浄化系)	照射済燃料の照射終了後の所定期間	第92条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第96条(燃料の取替等)	燃料装荷実施計画	第104条(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第130条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第131条 協力会社従業員への保安教育	協力会社従業員への保安教育実施計画	<p>組織変更に伴う変更</p>
条 文	内 容																																																					
第12条(運転員等の確保)	第5項および第6項に定める体制の構築																																																					
第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認																																																					
第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認																																																					
第23条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																																					
第31条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																					
第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																					
第71条(燃料取扱建屋空気浄化系)	照射済燃料の照射終了後の所定期間																																																					
第92条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																																					
第96条(燃料の取替等)	燃料装荷実施計画																																																					
第104条(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																					
第130条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																																																					
第131条 協力会社従業員への保安教育	協力会社従業員への保安教育実施計画																																																					
条 文	内 容																																																					
第12条(運転員等の確保)	第5項、 <u>第6項</u> 、 <u>第7項</u> および <u>第8項</u> に定める体制の構築																																																					
第17条の5 重大事故等発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認																																																					
第17条の6 大規模損壊発生時の体制の整備	第1項に定める計画の確認																																																					
第23条(制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																																					
第31条(軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																																					
第35条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																																					
第71条(燃料取扱建屋空気浄化系)	照射済燃料の照射終了後の所定期間																																																					
第92条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																																					
第96条(燃料の取替等)	燃料装荷実施計画																																																					
第104条(管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																																					
第130条(所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																																																					
第131条 協力会社従業員への保安教育	協力会社従業員への保安教育実施計画																																																					

変更前	変更後	備考
<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全技術課長は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数の者を確保する。</p> <p>5 発電課長および安全技術課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1(3号炉)および表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6 発電課長および安全技術課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1(3号炉)および表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>7 発電課長および安全技術課長は、表12-1(3号炉)および表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>8 所長は、表12-1(3号炉)および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、中央制御室あたり5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表12-2に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</p> <p>4 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また、安全技術課長は、重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数の者を確保する。</p> <p>5 発電課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1(3号炉)に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6 <u>訓練計画課長は、第17条の5第1項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</u></p> <p>7 発電課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1(3号炉)に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>8 <u>訓練計画課長は、第6項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</u></p> <p>9 発電課長および安全技術課長は、表12-1(3号炉)および表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>10 所長は、表12-1(3号炉)および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>組織変更に伴う変更 以下、本条において 同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(重大事故等発生時の体制の整備(3号炉))</p> <p>第17条の5 3号炉について、安全技術課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)の配置に関すること</p> <p>(2) 対策要員に対する教育および訓練を、以下のとおり実施すること</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること</p> <p>(a) 炉心の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>(b) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策</p> <p>(c) 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策</p> <p>(d) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または発電課長に報告する。安全技術課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備(3号炉))</p> <p>第17条の5 3号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員(以下「対策要員」という。)の配置に関すること</p> <p>(2) 対策要員に対する教育および訓練を、以下のとおり実施すること</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>(c) 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動、ならびに必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること</p> <p>(a) 炉心の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>(b) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策</p> <p>(c) 使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策</p> <p>(d) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、<u>訓練計画課長</u>または発電課長に報告する。安全技術課長、<u>訓練計画課長</u>および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>組織変更に伴う変更以下、本条において同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(大規模損壊発生時の体制の整備(3号炉))</p> <p>第17条の6 3号炉について、安全技術課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>(c) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること</p> <p>(a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策</p> <p>(c) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策</p> <p>(d) 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策</p> <p>(e) 放射性物質の放出を低減するための対策</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または発電課長に報告する。安全技術課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備(3号炉))</p> <p>第17条の6 3号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画(発電課長が定める計画に含まれる事項を除く)を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、原子炉施設の運転に係る計画を定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(a) 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>(b) 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>(c) (b)項の訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること</p> <p>(a) 大規模な火災が発生した場合における消火活動</p> <p>(b) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策</p> <p>(c) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策</p> <p>(d) 使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策</p> <p>(e) 放射性物質の放出を低減するための対策</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長、訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長、訓練計画課長および発電課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>組織変更に伴う変更以下、本条において同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(電源機能等喪失時の体制の整備(1号炉および2号炉))</p> <p>第17条の8 1号炉および2号炉について、安全技術課長は、津波によって交流電源を供給するすべての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却するすべての設備および使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車^{※1}、ポンプ^{※2}、消火ホースおよびその他資機材の配備</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長に報告する。安全技術課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：電源車とは、電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。</p> <p>※2：ポンプとは、消防自動車に装備されているポンプを含む。</p>	<p>(電源機能等喪失時の体制の整備(1号炉および2号炉))</p> <p>第17条の8 1号炉および2号炉について、安全技術課長および訓練計画課長は、津波によって交流電源を供給するすべての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却するすべての設備および使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車^{※1}、ポンプ^{※2}、消火ホースおよびその他資機材の配備</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全技術課長または訓練計画課長に報告する。安全技術課長および訓練計画課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：電源車とは、電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。</p> <p>※2：ポンプとは、消防自動車に装備されているポンプを含む。</p>	<p>組織変更に伴う変更以下、本条において同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項(以下、各条において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項(以下、各条において「この規定第3項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表86に定める範囲内で延長することができる*1*2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない*1*2。</p> <p>3 各課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4 各課長は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5 各課長は、この規定第2項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6 各課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第87条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7 各課長は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>8 各課長は、第17条の5 <u>または</u>第17条の6にもとづく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を移動して使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>9 各課長(当直長は除く)が第16条、第87条、第88条、この規定第2項およびこの規定第3項にもとづいて行う当直長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直長への通知をいう。</p> <p>※1：第2節で定める頻度にも適用される。 ※2：第88条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第86条 各課長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第85条の2の第2項(以下、各条において「この規定第2項」という。)で定める事項により確認する。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第85条の2の第3項(以下、各条において「この規定第3項」という。)で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表86に定める範囲内で延長することができる*1*2。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない*1*2。</p> <p>3 各課長は、この規定第2項で定める頻度による確認が実施できなかった場合は、運転上の制限を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができれば、この規定第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。</p> <p>4 各課長は、運転上の制限が適用されるモードになった時点から、この規定第2項で定める頻度(期間)以内に運転上の制限を満足していることを確認するための事項を実施する。ただし、頻度(期間)より、適用されるモードの期間が短い場合は、当該確認を実施する必要はない。</p> <p>5 各課長は、この規定第2項で定める事項を実施している期間、当該の運転上の制限を満足していないとはみなさない。また、この確認事項の実施により関連する条文の運転上の制限を満足していない場合も同様、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>6 各課長は、この規定第2項で定める事項が実施され、かつ、その結果が運転上の制限を満足している場合は、この規定第2項で定める事項が実施されていない期間、運転上の制限が満足していないとはみなさない。ただし、第87条で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7 各課長は、この規定第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文で同一である場合、各条文に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文の確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>8 各課長は、第17条の5、<u>第17条の6</u> <u>または第124条</u>にもとづく教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を移動して使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>9 各課長(当直長は除く)が第16条、第87条、第88条、この規定第2項およびこの規定第3項にもとづいて行う当直長への通知は、その時点での当直業務を担当している当直長への通知をいう。</p> <p>※1：第2節で定める頻度にも適用される。 ※2：第88条第3項で定める点検時の措置の実施時期にも適用される。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>原子力防災訓練における重大事故等対処設備の運用に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、1号炉および2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。1号炉および2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第99条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵^{*1}または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、1号炉および2号炉については放射線・化学管理課長、3号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。1号炉および2号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>3号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固型化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>工事担当変更に伴う変更</p> <p>（3号炉原子炉容器上部ふた取替工事における工事担当変更に伴う変更）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第119条の3 原子力部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物^{※1}ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物^{※1※2}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、<u>また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</u></p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2 原子力部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3 1号炉および2号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く</p> <p>※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第119条の3 原子力部長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物^{※1}ならびに3号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物^{※1※2}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め、これに基づき以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2 原子力部長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、前項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>3 1号炉および2号炉の長期保守管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が<u>的確に把握される箇所を除く。</u></p> <p>※2：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項に規定される機器および構造物をいう。</p>	<p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考																																				
<p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1 <u>第39号、第40号、第41号、第42号、第48号</u> および<u>第49号</u>は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	<p>(記 録)</p> <p>第132条 各課長は、表132-1に定める保安に関する記録のうち第1号および第2号については保存し、その他の号については作成し、保存する。ただし、表132-1 <u>第40号、第41号、第42号、第43号、第49号</u> および<u>第50号</u>は、原子力部長が組織に作成させ、保存させる。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 各課長は、表132-2および表132-3に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 組織は、表132-4に定める保安に関する記録を作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、適正に作成し管理するよう、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	記載の適正化																																				
表132-1	表132-1																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）</th> <th>記録すべき場合^{*1}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																				
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																				
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																				
3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																				
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																																				
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																				
記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間																																				
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																				
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																				
3. 発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日1回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																				
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間																																				
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																				

変更前			変更後	備考
表132-1 つづき			(変更なし)	
記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合 ^{*1}	保存期間		
6. 熱出力	原子炉に燃料が装荷されて いる場合連続して	10年間		
7. 炉心の中性子束密度		10年間		
8. 炉心の温度		10年間		
9. 冷却材入口温度	モード1および2に おいて1時間ごと	10年間		
10. 冷却材出口温度		10年間		
11. 冷却材圧力		10年間		
12. 冷却材流量		10年間		
13. 制御棒位置		1年間		
14. 再結合装置内の温度 (3号炉) (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) イグナイタ温度	運転中 ^{*2} 1時間ごと	1年間		
15. 発電用原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	モード1および2に おいて毎日1回	1年間		
16. 発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間		
17. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間		
18. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間		
19. 運転開始日時	その都度	1年間		
20. 臨界到達日時	同上	1年間		
21. 運転切替日時	同上	1年間		
22. 緊急しゃ断日時	同上	1年間		
23. 運転停止日時	同上	1年間		
24. 警報装置から発せられた警報の内容 ^{*3}	同上	1年間		
25. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間		
26. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間		
27. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間		
28. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後 (装荷予定のない場合を除く)	取出後10年間		
29. 原子炉本体, 使用済燃料の貯蔵施設, 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間		
30. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間		

変更前			変更後	備考
表132-1 つづき			(変更なし)	
記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※1	保存期間		
31. 管理区域内における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間		
32. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※4の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※5		
33. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該年間以降に限る)	※5		
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※5		
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※5		
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間		
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日, 場所および方法	その廃棄の都度	※6		

変更前			変更後	備考
表132-1 つづき			(変更なし)	
記録 (実用炉規則第67条にもとづく記録)	記録すべき場合※ ¹	保存期間		
38. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	※6		
39. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間		
40. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※6		
41. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※6		
42. 事故の原因	同上	※6		
43. 事故後の処置	同上	※6		
44. 風向および風速	連続して	10年間		
45. 降雨量	同上	10年間		
46. 大気温度	同上	10年間		
47. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
48. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
49. 発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	評価の都度	※6		
50. 発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果				
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により、イグナイタを起動している期間</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、省令62号第21条第1項に規定する範囲の警報（1，2号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第47条第1項および第2項に規定する範囲の警報（3号炉）をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>				

変更前	変更後	備考
<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則（平成 28 年 8 月 3 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</p>	<p>附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74-1 について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則（平成 28 年 8 月 3 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。</p> <p><u>附 則（平成 年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> <u>2 第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 17 条の 5、第 17 条の 6、第 17 条の 8 および添付 3 については、平成 年 月 日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="427 275 1110 344">添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の5および第17条の6 関連)</p> <p data-bbox="477 447 1056 474">重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p data-bbox="151 531 1383 642">本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p data-bbox="151 657 1383 768">また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p data-bbox="151 827 388 854">1 重大事故等対策</p> <p data-bbox="151 869 641 896">1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p data-bbox="201 911 1383 1110">安全技術課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の(1)から(7)を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の(1)から(7)を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p data-bbox="166 1167 246 1194">(中略)</p>	<p data-bbox="1676 275 2359 344">添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の5および第17条の6 関連)</p> <p data-bbox="1727 447 2306 474">重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p data-bbox="1409 531 2641 642">本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p data-bbox="1409 657 2641 768">また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p data-bbox="1409 827 1647 854">1 重大事故等対策</p> <p data-bbox="1409 869 1893 896">1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p data-bbox="1460 911 2641 1022">安全技術課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の(1)から(7)を含む計画（<u>訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く</u>）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p data-bbox="1460 1037 2641 1148"><u>訓練計画課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練の管理に係る事項として、次の(3)を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</u></p> <p data-bbox="1460 1163 2641 1274">発電課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の(1)から(7)を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p data-bbox="1418 1331 1498 1358">(中略)</p>	<p data-bbox="2662 945 2881 1056">組織変更に伴う変更 以下、同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(3) 教育訓練の実施</p> <p><u>安全技術課長</u>および発電課長は、発電所災害対策要員に対する教育および訓練について、以下のとおり実施する。</p> <p>a. 基本とする教育訓練（力量の維持向上のための教育訓練）</p> <p>(a) <u>安全技術課長</u>および発電課長は、役割に応じた必要な力量を維持している発電所災害対策要員となる者を必要数確保するために、表－1から表－19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し、適宜見直す。</p> <p>ア 発電所災害対策要員に対し、各役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるよう、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。年1回の教育訓練では技能の習得が困難な教育訓練項目については、年2回以上実施し、手順の習熟、力量の維持および向上を図る。</p> <p>イ 現場作業にあたっている発電所災害対策要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう、運転員（中央制御室および現場）と連携して一連の活動を行う教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>ウ 発電所災害対策要員に対し、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を総合的に確認するための教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>エ 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、原子炉施設および予備品について熟知させる。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期点検および運転に必要な操作を自ら行う。</p> <p>発電所災害対策要員は、各役割に応じて、原子力保安研修所にて設備の分解点検、調整、部品交換の実習を自ら行い、技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認および試運転の立会確認を行うとともに、作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守点検活動を自ら行う。</p> <p>オ (a)ア項の教育訓練において、重大事故等発生時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定した教育訓練を実施する。</p> <p>カ 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報および社内規定を用いた教育訓練を行う。</p>	<p>(3) 教育訓練の実施</p> <p><u>訓練計画課長</u>および発電課長は、発電所災害対策要員に対する教育および訓練について、以下のとおり実施する。</p> <p>a. 基本とする教育訓練（力量の維持向上のための教育訓練）</p> <p>(a) <u>訓練計画課長</u>および発電課長は、役割に応じた必要な力量を維持している発電所災害対策要員となる者を必要数確保するために、表－1から表－19に記載した対応手段を実施するために必要とする手順を教育訓練項目として定め、下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し、適宜見直す。</p> <p>ア 発電所災害対策要員に対し、各役割に応じて、重大事故等よりも厳しいプラント状態となった場合でも対応できるよう、重大事故等の内容、基本的な対処方法等、知識ベースの理解向上に資する教育訓練を年1回以上実施する。年1回の教育訓練では技能の習得が困難な教育訓練項目については、年2回以上実施し、手順の習熟、力量の維持および向上を図る。</p> <p>イ 現場作業にあたっている発電所災害対策要員が、作業に習熟し必要な作業を確実に完了できるよう、運転員（中央制御室および現場）と連携して一連の活動を行う教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>ウ 発電所災害対策要員に対し、重大事故等発生時のプラント状況の把握、的確な対応操作の選択等、実施組織および支援組織の実効性等を総合的に確認するための教育訓練を年1回以上実施する。</p> <p>エ 各課員等に対し、重大事故等の事故状況下において復旧を迅速に実施するために、普段から保守点検活動を社員自らが行って部品交換等の実務経験を積むことなどにより、原子炉施設および予備品について熟知させる。</p> <p>運転員は、通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、定期点検および運転に必要な操作を自ら行う。</p> <p>発電所災害対策要員は、各役割に応じて、原子力保安研修所にて設備の分解点検、調整、部品交換の実習を自ら行い、技能および知識の向上を図る。また設備の点検においては、保守実施方法をまとめた手順書に基づき、巡視点検、分解機器の状況確認、組立状況確認および試運転の立会確認を行うとともに、作業手順書の内容確認および作業工程検討などの保守点検活動を自ら行う。</p> <p>オ (a)ア項の教育訓練において、重大事故等発生時の対応や事故後の復旧を迅速に実施するために、重大事故等発生時の事象進展により高線量下になる場所を想定した事故時対応訓練、夜間および降雨ならびに強風等の悪天候下等を想定した事故時対応訓練等、様々な状況を想定した教育訓練を実施する。</p> <p>カ 設備および事故時用の資機材等に関する情報ならびに社内規定が即時に利用できるよう、普段から保守点検活動等を通じて準備し、それらの情報および社内規定を用いた教育訓練を行う。</p>	<p>組織変更に伴う変更 以下、同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(b)各課長は、計画に基づき、教育訓練を実施する者を指名し、「基本とする教育訓練」(力量維持向上のための教育訓練)を実施する。</p> <p>(c)各課長は、教育訓練を実施した者が、役割に応じた必要な力量を有していることを確認する。</p> <p>(d)安全技術課長および発電課長は、役割に応じた必要な力量を有している者の中から、発電所災害対策要員として宿直当番(運転員の場合は、当直)体制を構築する。</p> <p>(e)各課長は、役割に応じた必要な力量を有している者について、社内規定に定める頻度で「基本とする教育訓練」を実施し、役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、以下の措置を実施する。</p> <p>ア 教育訓練の計画に問題があると判断した場合、各課長は<u>安全技術課長</u>に結果を報告する。<u>安全技術課長</u>は、教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。</p> <p>ただし、運転員が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。</p> <p>イ 教育訓練の計画に問題はないと判断した場合、各課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、<u>安全技術課長</u>に結果を報告する。<u>安全技術課長</u>は、教育訓練の計画のうち要員育成に関する見直しを検討する。</p> <p>ただし、運転員が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、教育訓練の計画のうち要員育成に関する事項の見直しを検討する。</p> <p>b. 重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(成立性の確認訓練)</p> <p><u>安全技術課長</u>および発電課長は、役割に応じた必要な力量を有している者について、下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し、適宜見直す。</p> <p><u>安全技術課長</u>および発電課長は、計画に基づき、役割に応じた必要な力量を有している者に対し、成立性の確認訓練を実施する。</p> <p>(a) 成立性の確認訓練を以下のア項、イ項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>ア 中央制御室主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(ア) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認(シミュレータによる成立性確認)</p> <p>中央操作主体、重要事故シーケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理した以下のⅠからⅦの重要事故シーケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>Ⅰ 2次系からの除熱機能喪失</p> <p>Ⅱ 原子炉格納容器除熱機能喪失</p> <p>Ⅲ 原子炉停止機能喪失</p> <p>Ⅳ 非常用炉心冷却設備(ECCS)注水機能喪失</p> <p>Ⅴ 非常用炉心冷却設備(ECCS)再循環機能喪失</p> <p>Ⅵ 格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA)</p> <p>Ⅶ 格納容器バイパス(蒸気発生器伝熱管破損)</p>	<p>(b)各課長は、計画に基づき、教育訓練を実施する者を指名し、「基本とする教育訓練」(力量維持向上のための教育訓練)を実施する。</p> <p>(c)各課長は、教育訓練を実施した者が、役割に応じた必要な力量を有していることを確認する。</p> <p>(d)安全技術課長および発電課長は、役割に応じた必要な力量を有している者の中から、発電所災害対策要員として宿直当番(運転員の場合は、当直)体制を構築する。</p> <p>(e)各課長は、役割に応じた必要な力量を有している者について、社内規定に定める頻度で「基本とする教育訓練」を実施し、役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、以下の措置を実施する。</p> <p>ア 教育訓練の計画に問題があると判断した場合、各課長は<u>訓練計画課長</u>に結果を報告する。<u>訓練計画課長</u>は、教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。</p> <p>ただし、運転員が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、教育訓練の計画のうち実施要領に関する事項の見直しを検討する。</p> <p>イ 教育訓練の計画に問題はないと判断した場合、各課長は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、<u>訓練計画課長</u>に結果を報告する。<u>訓練計画課長</u>は、教育訓練の計画のうち要員育成に関する見直しを検討する。</p> <p>ただし、運転員が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、教育訓練の計画のうち要員育成に関する事項の見直しを検討する。</p> <p>b. 重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(成立性の確認訓練)</p> <p><u>訓練計画課長</u>および発電課長は、役割に応じた必要な力量を有している者について、下記の事項を考慮して教育訓練の計画を作成し、適宜見直す。</p> <p><u>訓練計画課長</u>および発電課長は、計画に基づき、役割に応じた必要な力量を有している者に対し、成立性の確認訓練を実施する。</p> <p>(a) 成立性の確認訓練を以下のア項、イ項に定める頻度、内容で計画的に実施する。</p> <p>ア 中央制御室主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(ア) 中央制御室主体の操作に係る成立性確認(シミュレータによる成立性確認)</p> <p>中央操作主体、重要事故シーケンスの類似性および操作の類似性の観点から整理した以下のⅠからⅦの重要事故シーケンスについて、運転員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>Ⅰ 2次系からの除熱機能喪失</p> <p>Ⅱ 原子炉格納容器除熱機能喪失</p> <p>Ⅲ 原子炉停止機能喪失</p> <p>Ⅳ 非常用炉心冷却設備(ECCS)注水機能喪失</p> <p>Ⅴ 非常用炉心冷却設備(ECCS)再循環機能喪失</p> <p>Ⅵ 格納容器バイパス(インターフェイスシステム LOCA)</p> <p>Ⅶ 格納容器バイパス(蒸気発生器伝熱管破損)</p>	<p>組織変更に伴う変更 以下、同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>(イ) 成立性の確認の評価方法</p> <p>重要事故シーケンスの有効性評価上の解析条件のうち操作条件等を評価のポイントとして社内規定に定め、当直長の指示の下、適切な対応ができていることを以下のとおり評価する。</p> <p>I 重要事故シーケンスに応じた対応において、当直長からの指示に対して、運転員が適切に対応し、報告することにより連携が図られていること</p> <p>II 解析上の操作条件が満足されるように対応できること</p> <p>III 手順書に従い確実な対応ができること</p> <p>イ 現場主体の操作に係る成立性確認</p> <p>(ア) 技術的能力の成立性確認</p> <p>現場主体で実施する表-20の対応手段のうち、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、発電所災害対策要員を対象に年1回以上実施する。</p> <p>(イ) 机上訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以下のIからVIの重要事故シーケンスについて、発電所災害対策要員のうち保守対応要員を対象にIからVを年1回以上実施する。また発電所災害対策要員のうち運転員を対象にVIを年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（RCP シール LOCA が発生する場合）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）</p> <p>III 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過温破損）</p> <p>IV 使用済燃料ピット水の小規模な喪失</p> <p>V 全交流動力電源喪失（運転停止中）</p> <p>VI 崩壊熱除去機能喪失</p> <p>(ウ) 現場訓練による有効性評価の成立性確認</p> <p>現場主体、重要事故シーケンスの類似性および現場作業の類似性の観点から整理した以下のIおよびIIの重要事故シーケンスについて、発電所災害対策要員で構成する班の中から任意の班※を対象に年1回以上実施する。</p> <p>I 全交流動力電源喪失（RCP シール LOCA が発生する場合）</p> <p>II 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）</p> <p>※ 成立性の確認を行う班を構成する要員については、毎年特定の役割に偏らないように配慮する。</p> <p>(エ) 成立性の確認の評価方法</p> <p>I 技術的能力の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスに係る対応手段について、役割に応じた対応が必要な要員数で想定時間内に実施するために必要とする手順に沿った訓練結果をもとに、算出された訓練時間と表-20に記載した対応手段ごとの想定時間を比較し評価する。</p>	<p>(変更なし)</p>	

変更前	変更後	備考
<p>II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を社内規定に定め、満足することを評価する。</p> <p>III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを社内規定に定め、満足することを評価する。</p> <p>IV (ア)項および(ウ)項の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。 なお、(ウ)項の成立性確認は(IV)項、(V)項は適用しない。</p> <p>(I) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、操作場所までの移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(b) 成立性の確認結果を踏まえた措置 成立性の確認訓練の結果、発電所災害対策要員となる者が、役割に応じた必要な力量を維持していない場合は、以下の措置を実施する。</p> <p>ア <u>安全技術課長または発電課長</u>は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、同じ役割の者を代わりに宿直当番 <u>(当直)</u> 体制に入れる。</p> <p>イ 各課長は、当該者について「基本的な教育訓練」を実施し、力量の維持向上を行う。</p> <p>ウ <u>安全技術課長</u>は、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。 ただし、運転員が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。</p> <p>(中略)</p>	<p>II 机上訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の重要事故シーケンスについて、必要な役割に応じて求められる現場作業等ができることの確認事項を社内規定に定め、満足することを評価する。</p> <p>III 現場訓練による有効性評価の成立性確認は、有効性評価の成立性担保のために必要な操作が完了すべき時間であるホールドポイントを社内規定に定め、満足することを評価する。</p> <p>IV (ア)項および(ウ)項の成立性の確認は、多くの訓練項目に対して効果的に行うため、以下の条件により実施する。 なお、(ウ)項の成立性確認は(IV)項、(V)項は適用しない。</p> <p>(I) 実施にあたっては、原則、一連で実施することとするが、長時間を要する成立性の確認については、分割して実施する。</p> <p>(II) 弁の開閉操作、水中ポンプの海水への投入、機器の起動操作等により、原子炉施設の系統や設備に悪影響を与えるもの、訓練により設備が損傷または劣化を促進するおそれのあるもの等については、模擬操作を実施する。</p> <p>(III) 訓練用のモックアップがある場合は、(II)項の模擬操作ではなく、モックアップを使用した訓練を実施する。実施にあたっては、操作場所までの移動時間を考慮する。</p> <p>(IV) 他の訓練の作業・操作待ちがある場合は、連携の訓練を確実に行ったのち、次工程の作業・操作を実施する。</p> <p>(V) 同じ作業の繰り返しを行う訓練については、一部の時間を測定し、その時間をもとに訓練時間を算出する。</p> <p>(b) 成立性の確認結果を踏まえた措置 成立性の確認訓練の結果、発電所災害対策要員となる者が、役割に応じた必要な力量を維持していない場合は、以下の措置を実施する。</p> <p>ア <u>訓練計画課長</u>は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、<u>安全技術課長に報告する。安全技術課長は、同じ役割の者を代わりに宿直当番体制に入れる。</u></p> <p>イ <u>発電課長</u>は、当該者について役割に応じた必要な力量を有していないことを確認し、<u>同じ役割の者を代わりに当直体制に入れる。</u></p> <p>ウ 各課長は、当該者について「基本的な教育訓練」を実施し、力量の維持向上を行う。</p> <p>エ <u>訓練計画課長</u>は、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。 ただし、運転員が役割に応じた必要な力量を維持できていない場合は、発電課長が、不適合として原因分析し、評価、改善等必要な措置を実施し、教育訓練の計画の見直しを検討する。</p> <p>(中略)</p>	<p>組織変更に伴う変更 以下、同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応のための計画の策定</p> <p>安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全技術課長および発電課長は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。</p> <p>また、中央制御室の機能喪失、発電所災害対策要員の損耗および重大事故等対処で期待する重大事故等対処設備が使用できない等の状況を想定した場合にも対処できるよう、体制の整備、充実を図る。</p> <p>このため、大規模損壊発生時の体制は、重大事故等対処のための体制を基本とし、大規模損壊対応のための体制を整備、拡充するために、必要な計画の策定ならびに発電所災害対策要員に対する教育および訓練を付加して対応する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施</p> <p>各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練として、「添付3 1.1(3)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順および事故対応用の資機材の取り扱い等を習得するための教育訓練を実施する。また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した原子力防災管理者および連絡責任者への個別の教育訓練を実施する。</p> <p>さらに、発電所災害対策要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、期待する役割以外の役割についても対応できるよう教育訓練の充実を図る。</p>	<p>2 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応のための計画の策定</p> <p>安全技術課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画（<u>訓練計画課長および発電課長が定める計画に含まれる事項を除く</u>）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><u>訓練計画課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち教育および訓練の管理に係る事項として、次の2.1項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</u></p> <p>発電課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち原子炉施設の運転に係る事項を行う体制の整備として、次の2.1項を含む計画を社内規定として策定し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2.1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>安全技術課長および発電課長は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能すると考えられる通常時の実務経験を踏まえた重大事故等時の対応体制で対応する。</p> <p>また、中央制御室の機能喪失、発電所災害対策要員の損耗および重大事故等対処で期待する重大事故等対処設備が使用できない等の状況を想定した場合にも対処できるよう、体制の整備、充実を図る。</p> <p>このため、大規模損壊発生時の体制は、重大事故等対処のための体制を基本とし、大規模損壊対応のための体制を整備、拡充するために、必要な計画の策定ならびに発電所災害対策要員に対する教育および訓練を付加して対応する。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 対応要員への教育訓練の実施</p> <p>各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練として、「添付3 1.1(3)教育訓練の実施」に規定する重大事故等対策にて実施する教育訓練に加え、過酷な状況下においても柔軟に対処できるよう大規模損壊発生時に対応する手順および事故対応用の資機材の取り扱い等を習得するための教育訓練を実施する。また、通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定した原子力防災管理者および連絡責任者への個別の教育訓練を実施する。</p> <p>さらに、発電所災害対策要員の役割に応じて付与される力量に加え、流動性をもって柔軟に対応できるような力量を確保していくことにより、期待する役割以外の役割についても対応できるよう教育訓練の充実を図る。</p>	<p>組織変更に伴う変更 以下、同様</p>

変更前	変更後	備考
<p>a. 基本とする教育訓練（力量の維持向上のための教育訓練）</p> <p><u>安全技術課長</u>および<u>発電課長</u>は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。<u>安全技術課長</u>および<u>発電課長</u>は、発電所災害対策要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉ごとの指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う連絡責任者（以下(2)において「指揮者等」という。）および緊急時対応要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内規定に基づき実施する。</p> <p>なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が確認された場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(a) <u>安全技術課長</u>は、緊急時対応要員のうちクレーン免許保有者に対する以下の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p> <p>ア 中型ポンプ車のポンプユニット設置のためのラフタークレーン取扱い訓練</p> <p>(b) <u>安全技術課長</u>および<u>発電課長</u>は、発電所災害対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事態を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（技術的能力の確認訓練）</p> <p><u>安全技術課長</u>は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><u>安全技術課長</u>は、指揮者等に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内規定に基づき実施する。</p> <p>(a) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。</p> <p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>a. 基本とする教育訓練（力量の維持向上のための教育訓練）</p> <p><u>訓練計画課長</u>および<u>発電課長</u>は、力量の維持向上のための教育訓練の実施計画を作成する。<u>訓練計画課長</u>および<u>発電課長</u>は、発電所災害対策要員のうち全体指揮を行う全体指揮者および原子炉ごとの指揮を行う指揮者ならびに通報連絡を行う連絡責任者（以下(2)において「指揮者等」という。）および緊急時対応要員に対し、大規模損壊発生時に対処するために必要な力量の維持向上を図るため、以下の教育訓練について、社内規定に基づき実施する。</p> <p>なお、力量の維持向上のために有効と判断される新たな知見等が確認された場合には、以下の内容に限定せず、教育訓練を行う。</p> <p>(a) <u>訓練計画課長</u>は、緊急時対応要員のうちクレーン免許保有者に対する以下の教育訓練が、年1回以上実施されていることを確認する。</p> <p>ア 中型ポンプ車のポンプユニット設置のためのラフタークレーン取扱い訓練</p> <p>(b) <u>訓練計画課長</u>および<u>発電課長</u>は、発電所災害対策本部の指揮者等を対象に、大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合等の事態を想定した教育訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>b. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（技術的能力の確認訓練）</p> <p><u>訓練計画課長</u>は、技術的能力を満足することを確認するための訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p><u>訓練計画課長</u>は、指揮者等に対し、大規模損壊発生時に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための以下の訓練について、社内規定に基づき実施する。</p> <p>(a) 大規模損壊発生時のプラント状況の把握、情報収集、的確な対応操作の選択および指揮者等との連携を含めた実効性等を確認するための総合的な訓練について、任意の指揮者等を対象※に年1回以上実施する。</p> <p>※ 毎年特定の者に偏らないように配慮する。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>組織変更に伴う変更 以下、同様</p>